

島本町障害者施策推進協議会 要点録

(平成31年2月19日作成)

1	会議の名称	平成30年度第1回・島本町障害者施策推進協議会		
2	会議の開催日時	平成31年2月5日(火) 午後2時00分～午後4時15分		
3	会議の開催場所	島本町役場3階委員会室	公開の可否	㊟・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	4名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	(この欄は斜線が入っています)		
6	出席委員	小寺会長、峯森副会長、井戸委員、加藤委員、河野委員、五之治委員、徐委員、高瀬委員、中川委員、狭間委員、星野委員、森委員、陸野委員 (以上13名)		
7	会議の議題	(1) 役員選出について (2) 障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)の進捗状況について (3) 島本町地域生活支援拠点等施設について (4) その他		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議次第 ● 座席表 ● 資料 H30-1 現行計画「第3次障害者計画」の進捗状況 ● 資料 H30-2 現行計画「第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)」の進捗状況 ● 資料 H30-3 島本町地域生活支援拠点等施設について 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

平成30年度第1回 島本町障害者施策推進協議会 要点録

(平成31年2月5日(火)開催)

【開会】

自己紹介 ⇒ 配布資料の確認

平成30年10月に委員改選をして初めての会議のため、**案件1**までは事務局が議事を進行。

【案件1】 役員の選出

会長・副会長に下記の2名の委員を選出 ⇒ 以後の議事進行は会長

- ・会長 = 小寺委員
- ・副会長 = 峯森委員

事務局 会長が決まったので、議事進行を交代する。会長よろしく願います。

会長 本日、傍聴者はいるか。

事務局 本日、4名の傍聴の申出がある。

会長 「島本町障害者施策推進協議会の会議の公開に関する要綱」第4条により、傍聴を許可することに、異議はないか。

(「異議なし」の声 ⇒ 傍聴者入場)

【案件2】 障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)の進捗状況について

会長 それでは次に、案件2「障害者計画及び障害福祉計画の進捗状況について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 (資料1をもとに障害者計画の進捗状況について説明)

会長 ただいまの説明について質問や意見のある委員は、挙手のうえ発言をお願いします。

委員 最近、国の方で法定雇用率の水増し問題があるが、役場は法定雇用率を達成しているのか。

委員 福祉教育の推進について、アンケートを見ると、小さいときから障害者への理解、福祉教育の大切さに向かい合う必要性を感じる。教職員の先生もいろいろな研修会等を通じて知識の向上を図っているが、実際に現場ではどのようにして子供たちの理解を促しているのか分かれば教えてほしい。もう一つは国の指針において、精神障害者の地域包括ケアシ

システムが示されているが、現時点で具体的な構図を考えているのであれば教えてほしい。

事務局 役場の障害者雇用については、現時点では、身体障害者枠で雇用しているが、知的障害者・精神障害者枠では、実施していない。また、小学校における福祉教育の推進について、具体的な内容は現時点では資料等はないが、社会福祉協議会は夏休みのサマーボランティアで子供たちに福祉体験の機会を提供し、小学校における福祉教育も推進している。精神障害者の地域包括ケアシステムについては検討段階だが、今後、大阪府や茨木保健所等から助言をもらいながら、自殺対策計画における自殺を防ぐためのネットワークづくりの一環としても、精神障害者の方の包括的支援の枠組みづくりを進めたい。

委員 一般企業で身体障害者の方はどんな仕事をしているのか。内容をつかんでいるのか。

委員 身体障害者がどういった仕事をしているのかについては、事務仕事が多いと思う。軽度の方だと掃除や調理補助の仕事に従事している方もいる。今、問題として、私が知っていることは、視覚障害のあんまやマッサージが昔は専門職ということで確立されていたが、最近は町中にマッサージ関係の仕事が増え、専門職という働き方については、厳しくなってきた。

委員 職場内で障害者の差別はないか。

委員 以前は法定雇用率の枠の中で雇われたものの、仕事が回ってこないという相談を受けたことはあるが、最近ではそのような相談はほとんどない。差別解消法が施行され、合理的配慮の考えの下、例えば、障害者の方にルビを打った文章を渡したり、支援者同席の下で説明したりなど、障害者に対して配慮をするようにと法的に定められたこともあり、障害者に対する理解不足によりしんどい思いをされる方というのは少なくなりつつある。

委員 虐待防止対策について、平成29年度・30年度も0件となっているが、その判定までの流れについての経緯はどうされているのか。

事務局 ケースバイケースになると思うが、例えば、通報を受けた際、情報をまとめて、管理職を含めたコアメンバー会議を開催する。その後、確認すべき事項を整理し、自宅訪問や関係機関からの情報収集に努める。その情報を元に判定等を行い、今後の方向性を決めていく流れになる。

会長 どういう方から虐待通報があったか、どういう種類の虐待内容であったか。

事務局 通報の経路は2件とも警察からの通報である。双方とも、すでに支援で関わっていたケースで家族間のトラブルからの通報である。通報を受けた後、直ちに管理職を含め、情報収集を行った。福祉推進課としては以前から関わっているケースだが、通報を受けて、再度家庭訪問を行い、状況が落ち着いていることが確認できたため、虐待としての取扱いはい

しなかった。

委員 介護保険サービスとの連携について聞きたい。障害福祉サービスを利用している高齢障害者が介護保険サービスを合わせて利用できるか。

事務局 原則的には重複しているサービスについては介護保険制度優先になっている。介護保険制度には無く、障害者総合支援法にあるサービスについては、利用可能となっている。本人の状態等含めて65歳になれば、介護保険制度の認定を一度受け、その中で状況に合わせて、介護保険を優先的に使うのか、障害の制度のみを使うのかを相談して決定する。

委員 体験的に介護保険サービスを利用することはできるのか。介護保険の介護認定を受けてなければ体験はできないのか。

事務局 基本的に体験利用については、事業所も想定していないと思うが、例えばデイサービス事業所等で施設の確認という意味では事業所によっては可能かと考える。しかし、サービス提供を受けることについては、例えば実費で支払う形であれば、体験的な対応もしているところはあるとは思うが、現状ほとんどないのではないかと考えている。

会長 今の問題は、いわゆる65歳問題と18歳問題の一つであると思う。障害者総合支援法のサービスから介護保険法のサービスに切り替わる際の一部負担などが問題視されているが、その辺りは問題として出てきていないのか。狭間の問題として、スムーズに移行できていない自治体もあると聞いているが、町では調整などを行っているか。

事務局 65歳になった時点で担当から対象者に制度移行の説明を行い、本人特性やサービス内容により、調整の上、介護保険に移行するが、現時点で特にトラブルは発生していない。

委員 やまぶき園にも高齢の利用者が数名通所している。毎日利用者を見ている中で、認知症の症状が進行している利用者もいた。その際、介護保険のサービスや事業所に切り換えるべきなのか悩む場面もあった。高齢化が進むことに関して、障害者施設としてどう対応したらいいのか、分からない場面もあったので、介護保険施設の担当者の方に教えてもらうような機会を作ってほしいと思う。

委員 先ほどの年齢による制度の移行に関連して話をした。私の事業所では放課後等デイサービスを実施している。利用対象者の考え方として、放課後デイサービスは18歳に到達すれば制度が移行しているが、島本町の場合は誕生日月の日でサービスが切れる。一方、隣の市は、学年の年度末で制度を切り替える対応をとっている。誕生日月で切り変わった場合どういうことが起こるかという、その事業所が日中一時支援事業を実施している場合は、日中一時支援事業に切り替えることが可能であり、私の事業所ではその対応をとっているが、日中一時支援事業を実施していない事業所の場合、誕生日でその事業所が利用できなくなるという可能性がある。日中一時支援事業を実施しない事業所もあることから、

隣の市のように3月末までサービス決定を継続するという方法について、今後検討をお願いしたい。

会長 放課後等デイサービスがかなり増えていくという予測ですので、そういった対応について検討してもらえばと思う。

委員 私の業務の経験談になるが、18歳問題で言うと、児童養護施設に入所中の障害者手帳を所持されている方の話になる。児童福祉から障害福祉に制度が変わるなかで、引継ぎが上手くいかなく、次の居所や就職などの進路について、苦勞されている方をしばしばみる。そういった制度の狭間で苦勞されている方への支援については、基幹相談支援センターが中心となってやるべきことではないかと考えている。島本町がどうこうというわけではないが、そういった問題については基幹相談支援センターに期待したいと思う。

事務局 先ほどの質問の法定雇用率と福祉教育の内容について、担当課に確認したので、補足すると、現在の法定雇用率は2.5パーセント、町の障害者雇用率は平成30年6月1日の数値で実雇用率は2.53パーセントで上回っている。また、障害者手帳所持の有無についても確認をしている。一時、国において問題になった「水増し」ということは一切ない状況である。それから福祉教育の関係は、教育委員会に確認したところ、支援教育を受けるに当たっては、就学前に相談を経て支援学級に入るかどうかを判断することになっている。最近の傾向としては、保護者の意向に出来るだけ添った対応をしている状況であり、支援学級のクラス数や、支援学級に入る児童数は増えているという印象があると聞いた。また、支援教育に携わる教員の研修の充実、医療の連携と福祉の連携の部分、医療的ケアの部分、あと放課後の居場所づくりという意味で福祉と教育の連携の推進について通知が出ている。

会長 他に質問が無ければ、障害福祉計画の説明に移る。事務局より説明をお願いします。

事務局 (資料2をもとに障害福祉計画の進捗状況について説明)

会長 ただいまの説明について質問や意見のある委員は、挙手のうえ発言をお願いします。

会長 障害児相談支援について、計画値が30年度で3人、31年度30人、32年度90人となっているが、極端に増えているのはなぜか。

事務局 現在、障害児通所支援の支給決定を行っている方が75名ほどいる。32年度には合計90名程度の利用者があるものとして考えている。平成31年度から地域生活支援拠点等施設において、相談支援事業所が開設されているので、最終年度までには全員のプラン作成を達成したいと考えている。

会 長 この中にはセルフプランの利用者も含まれているのか。

事務局 現時点では75名ほど利用者がいるが、ほとんどがセルフプランで対応している状況である。資料記載の30人、90人には、セルフプランの方は含まれていない。

委 員 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額で、12,000円という目標について、単純計算で、月20日通所で、一日工賃600円という形になる。週1日の利用者もたくさんいる状況であり、それらの利用者も含めて平均値を算出している。毎日通所して、仕事ができる方はA型事業所に行く人も多く、一般企業への雇用も少しずつ広がってきている状況の中で、この数値の達成は厳しいのではないかと考えている。もう一点、3ページの計画相談支援について、相談員は一定の経験がある方が担うものだが、賃金体系等の制度設計が実情に合っておらず、このままだと相談員の担い手が減ってしまうのではないかと感じている。新しくできる拠点施設の相談支援事業所には、期待している。

委 員 自立生活援助が平成30年度から開始されている。利用者がいないということだが、その場合、一人暮らしの障害者の方はどのようにその生活しているのか。

事務局 一人暮らしの方に対する支援だが、現在あるケースを参考に説明すると、相談支援事業所を軸に、社会福祉協議会の日常生活支援事業や、居宅介護のヘルパーなどを組み合わせて利用している方がいる。現時点では、自立生活援助を実施している事業所は島本町にはなく、近隣においても実施している事業所はほとんどないと認識している。

委 員 先ほど、B型事業所の工賃目標の話について、工賃実績を月額で算出するという制度設計がおかしいとの話があったが、2年後に報酬体制が見直されるという話もあるので、制度設計がおかしいと感じる部分については、事業所として訴えていかなければならないことと思っている。

会 長 他に質問が無ければ、案件2を終了する。

【案件3】 島本町地域生活支援拠点等施設について

会 長 それでは次に、案件3「島本町地域生活支援拠点等施設について」、審議を行う。事務局より説明をお願いします。

事務局 (資料3をもとに島本町地域生活支援拠点等施設について説明)

会 長 ただいまの説明についてご質問やご意見のある委員は、挙手のうえ発言をお願いします。4月1日オープンということによろしいか。開所時間は決まっているか。

事務局 現在4月の開所に向け、工事を進めている。開所時間については法人で調整されている状況で、現時点では具体的には決まっていない。

委員 今までのやまぶき園の利用時間から、時間が短縮されるかもしれないと、心配している保護者もいると聞いている。建物は良くなっても、利用時間が短縮されると利用者にとっても困る可能性もあるので、行政からも話をしてほしいと思う。

事務局 これまで法人と保護者会とで懇談の場を持っているが、そちらの意見を参考に運営時間を調整したいということで聞いている。

委員 6月の震災を受け、現在、役場とふれあいセンターにおいて、やまぶき園の事業を実施しているが、それまでと比較して、利用時間が短縮されていると聞いている。南山城学園の担当者の方からは、新しく出来る施設の利用時間は現在の利用時間帯を引き継ぐと聞いている。現在の体制は、非常時の体制であることを加味して検討してほしいとお願いしている。そのことも含めて、町から法人に対してお願いしてほしいと思う。

会長 相談支援事業の24時間相談について、相談はどのような内容でもいいのか。

事務局 24時間相談については、よろず相談とは言わないが、ご本人さんが困ったことや、あるいは保護者の方が困ったことがあった際に相談ができる体制を整えている。

会長 広報などで町民には周知するのか。

事務局 広報等を通じて、周知していきたいと考えている。

会長 それであれば、虐待相談などもあがってくる可能性があると思う。緊急事態ということになるが、想定されているのか。

事務局 南山城学園は今まで主に障害者支援に関する事業を展開しており、障害者に関するノウハウを有しているので、虐待に関する相談があった際には、一定の対応をした上で、虐待通報の必要性があるとなれば、相談窓口から警察への通報や役場への連絡の取次ぎをしていく体制になると考えている。

委員 やまぶき園利用者の保護者から、24時間相談に関しては、新施設に常時いる職員が対応するわけではないかもしれない、と聞いた。それに関して不安であると、保護者から聞いている。

事務局 南山城学園については、京都府内において既に24時間相談対応を実施されていて、多い時で夜中にかかってくる相談は1日2件程度と法人から聞いている。新施設では生活介護や就労継続B型に関する連絡先とは別に相談専門の連絡先を設けると聞いている。法人

からは24時間の相談対応について、相談支援専門員を配置して、きっちりと電話を受ける体制を整備するという説明を聞いている。

委員 短期入所について、男女比や障害種別などの利用対象者について知っていたら教えてほしい。

事務局 短期入所については1ユニット5名として、男性5名、女性5名の2ユニットで合計10床を予定している。また、緊急時受入に備えて、それぞれ1床ずつ確保する予定となっている。障害種別については、現在、協議中だが、町の拠点施設であることから、障害種別を問わない方が望ましいのではないかと検討されている。

委員 医療的ケアの必要な方も利用出来るのか。

事務局 医療的ケアが必要な方についての受入れについて、現時点では、予定していない。まずは基本の事業を軌道に乗せてから、その後の展開については現時点では未定だが、医療的ケアについては看護師の配置など、体制確保が難しいのではないかと考えている。

委員 災害時の避難所としての機能はもっているのか？

事務局 建設整備の募集要項において、福祉避難所として協力することを盛り込んでいたので、今後、福祉避難所として指定し、機能を貸してもらえるように依頼する予定である。

委員 そこは、障害者が優先して利用できるのか。災害時、一時避難所に避難しても、障害の特性により、そこに居ることが出来なくて、仕方なく自宅に戻るという話を耳にする。そういった方々に対する場所を作ってほしいと思うので、検討してほしいと思う。

会長 他に質問等はないか。なければ、案件3を終わる。

【案件4】 その他

会長 案件4「その他」について、委員の皆様、事務局から何かあるか。

委員 昨年度に開催された会議の際、図書館の利用について、大きな声を上げてしまう障害児や車椅子の方など、普通の方と一緒に利用することが難しい障害を持つ方が、気兼ねなく使える図書館の運用について考えてほしい、という意見が出たと思うが、その後、どうなっているのか。それと避難行動要支援者名簿の活用について、名簿がどこまで行き渡るのか、教えてほしい。

事務局 図書館については、前回の障害者施策推進協議会で障害者差別解消に関する意見の一つとして、意見があったと思う。その内容については、その後、図書館の所管課に伝えたが、その後の取り組みについて、現時点では把握出来ていない。次回までに確認し、回答した

いと思う。次に、避難行動要支援者名簿の登録については、6月の北部地震の際には、その当時登録されていた653名について、民生委員児童委員協議会の協力の下、迅速に確認を行うことができた。また、名簿の共有については、個人情報に記載されているので、厳密に保管してもらうよう、危機管理部局と当該団体で協定書を締結することとしている。現在は、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、一部の自主防災会と協定を締結しており、それらの団体には名簿を渡している。

委員 登録した方もどこまで情報が伝わっているのか分からない、という声をよく聞く。もう少し名簿が伝わる範囲を明確にしてもらえれば、登録される方も安心してもらえるのではないかと思う。

事務局 現在、地区別に分けて、名簿を渡しているのは、民生委員児童委員協議会のみ。その名簿を活用して、北部地震の際も電話をかけたり、直接訪問していただいた。

事務局 事務局より、個人給付の見直しについて、連絡する。障害者計画の進捗状況報告の際、少し説明があったが、現在、障害者の方に対して給付している、町単独の個人給付制度である障害者福祉金や難病者福祉金、水道料金助成については、現在、廃止に向けた手続きを実施している。

今後は、個人に対し、給付するのではなく、一般相談支援委託料や短期入所安心配置加算補助・重度障害者支援加算補助など、サービスの拡充に重点を置いた施策内容に転換を図り、誰もが安心して過ごせるような制度設計に努めたいと考えている。

事務局 事務局から次回開催等についてお知らせ。本年度の会議はこれで終了とし、次年度についても現行の障害者計画・障害福祉計画の進捗状況報告のため、1回から2回程度の開催を見込んでいる。開催時期は現時点では未定だが、決まり次第委員の皆様にはお知らせするので、その際はよろしく願います。

会長 本日予定していた案件は全て終了した。また、本年度の会議も今回で終了とする。

<終了>